

熊谷市商店街活性化推進事業費助成金交付要綱

平成17年10月1日決裁
平成22年8月26日決裁
平成22年10月18日決裁
平成30年3月5日決裁
平成31年3月20日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、商店街の活性化及び振興を図るための各種共同事業(以下「事業」という。)を実施する中小企業団体等(以下「団体」という。)に対する助成金の交付手続きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に定める助成金の交付対象者は、熊谷市中小企業等振興条例(平成17年条例第198号)第2条第3号に定める中小企業団体等で、かつ、別に定める熊谷市商店街活性化推進団体指定基準に基づき指定した団体で次に掲げるものとする。

- (1) 商店街
- (2) 商店及び商店街が共同して事業を行うことを目的とする団体

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 商店街運営改善事業(講習会、研修会等)
- (2) コミュニティ連携事業(消費者懇談会、スポーツ教室、教養講座等の開催)
- (3) 販売促進事業(共同売出し、共同宣伝、共同装飾の実施、サービス券・商品券等の発行等)
- (4) 商店街組織強化事業(法人化の促進等の実施)
- (5) 文化創出・情報発信事業(芸術の祭典、国際交流事業、情報化事業等の実施)
- (6) 地域環境保全事業(商店街美化運動の実施、商店街リサイクル事業の実施等)

(助成対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費は前条に掲げる事業を団体が実施するために要した経費のうち別表に掲げる経費とする。

- 2 助成金の交付額は前項の規定に基づき算出された額の2分の1以内とし30万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。
- 3 前条の事業が、埼玉県商店街施設整備事業補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)の補助対象事業であるときは、前項の額に県要綱に基づく補助金の額を加算して交付す

るものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、熊谷市商店街活性化推進事業費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約及び会員名簿
- (4) 指定書の写し(「中心市街地等商店街」認定書の写しも含む)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条による申請書を受理したときは、事業の内容、収支の状況等を勘案し、助成金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、熊谷市商店街活性化推進事業費助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に対し通知するものとする。

(報告書の提出)

第7条 助成金の交付決定通知を受けた者が事業を完了したときは、当該事業終了後30日以内に熊谷市商店街活性化推進事業終了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第8条 市長は、前条による報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ助成金の額を確定し、熊谷市商店街活性化推進事業費助成金確定通知書(様式第4号)により申請者に対し通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条による助成金確定通知書を受けた者は、熊谷市商店街活性化推進事業費助成金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条による請求書を受理したときは、内容を確認のうえ助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正行為によって助成金を受けたとき。
- (2) 事業を休止し、若しくは廃止し又は縮小したとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市商店街活性化推進事業費助成金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

区 分	内 容
需 用 費	消耗品、教材、資料、装飾材料等
役 務 費	郵便料、各種保険料等
委 託 料	装飾委託、デザイン委託、企画委託、会場設営委託等
賃 金	アルバイト賃金等
報 償 費	講師謝金、出演料、講演料、原稿料等
印 刷 製 本 費	チラシ・ポスター・パンフレットの印刷、商店街地区の印刷、商品券・サービス券の印刷、機関紙・会報の印刷、参加申込書の印刷等
使用料及び賃借料	会場借上げ、設備賃借、車両借上げ等
備 品 購 入 費	各種機材購入等

様式第1号（第5条関係）

熊谷市商店街活性化推進事業費助成金交付申請書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

申請団体名

所在地

代表者

印

熊谷市商店街活性化推進事業費助成金交付要綱第3条に該当する事業を計画しましたので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 添付書類 (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 団体の規約及び会員名簿
(4) 指定書の写し
(5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

熊谷市商店街活性化推進事業費助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊谷市長 富岡 清

年 月 日付けで申請のあった標記の助成金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件 (1) 助成金を他の用途に使用しないこと。
(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、市長に申し出ること。

様式第3号（第7条関係）

熊谷市商店街活性化推進事業終了報告書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

申請団体名

所在地

代表者

印

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた標記
助成事業が終了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 添付書類 (1) 事業報告書
(2) 収支決算書
(3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

熊谷市商店街活性化推進事業費助成金確定通知書

第 号
年 月 日

様

熊谷市長 富岡 清

年 月 日付けで提出のあった事業終了報告書等により審査した結果、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1 助成金の額 金 円